

「令和7年度みやぎジョブカフェ運営業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和7年度みやぎジョブカフェ運営業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業業務の目的

若年求職者や中高年世代等の安定的な雇用に結びつけるための「みやぎジョブカフェ」、県外学生等向けの本県へのU I Jターン就職相談窓口「みやぎジョブカフェ東京サテライト（以下「東京サテライト」という。）」の各施設の運営と、県内企業でのインターンシップやU I Jターンの推進など学生の県内就職の促進に関する関連業務を一体的に実施することにより、若者等の県内定着、本県企業の人材確保を図るもの。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和7年度みやぎジョブカフェ運営業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

宮城県内及び首都圏等

3 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

(1) 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと

(4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること

(7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること

(8) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること

4 企画提案の事項

(1) 県内の雇用情勢の現状分析、課題解決の方向性及びK P Iの設定

(2) みやぎジョブカフェにおいて行う求職者支援の実施体制及び事業計画

(3) 企業採用コンシェルジュによる企業支援

- (4) 東京サテライトにおいて行う業務の実施体制
- (5) 学生U I J ターン就職活動補助金審査業務の実施体制
- (6) 移住支援金求人広告作成支援等業務に係る事業内容及び事業計画
- (7) みやぎジョブカフェW e b サイト運用・保守業務の実施体制
- (8) 学生の県内就職促進プログラムの実施内容について
- (9) その他独自提案
- (10) マネジメント体制及び効果的な周知

5 事業費（委託上限額）

この事業にかかる委託上限額は、140,465,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）とする。このうち、国庫補助金を活用して行う次の業務については、下記の金額の範囲内で実施するものとする。

中高年等就職支援（就職支援セミナー・リスクリングを除く）	17,409,000円
中高年等就職支援（就職支援セミナー・リスクリング）	2,541,000円
移住支援金対象求人広告作成支援業務	11,114,000円
みやぎU I J ターン広報業務	4,750,000円
学生の県内就職促進プログラム	42,700,000円
うち仕様書別紙6の3（1）に定める業務	26,154,000円
（うち5（2）に定める業務）	5,150,000円
うち仕様書別紙6の3（2）に定める業務	16,546,000円

6 募集内容に関する説明会

説明会を次のとおり開催する。説明会への参加は、企画提案書を提出する必須条件とする。

- (1) 開催日時 令和7年1月28日（火）午後1時30分から3時30分まで
- (2) 開催場所 オンライン（C i s c o W e b e x）
- (3) 申込先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
- (5) 申込方法 別紙様式『説明会参加申込書』を用いて、電子メールの方法のみにより受け付けるものとする。
電子メールアドレス koyousu@pref.miyagi.lg.jp
- (6) 申込期限 令和7年1月27日（月）午後5時まで

7 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

- (1) 受付期間 令和7年1月28日（火）説明会終了後から
令和7年2月4日（火）正午まで（必着）
- (2) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
- (3) 提出方法

質問書（様式第1号）を用いて、E－m a i lの方法のみにより受け付けるものとする。

E－m a i l アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp

(4) 回 答

質問に対する回答は、上記 6 説明会参加者に対し、E-m a i l による一斉送信により行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また質問の内容によっては回答しないこともある。

8 事業の企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 2 月 1 0 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

(2) 提出方法 郵送又は持参とする。

(3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

宮城県庁行政庁舎 1 4 階 (北側)

(4) 提出書類

イ 企画提案届出書 (様式第 2 号) 1 部

ロ 企画提案書 1 5 部

規格：A 4 判、片面印刷で 3 5 ページ以内 (表紙及び目次はページ数に含まない。)

表紙を付けページの通し番号を付すること。

表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。

ハ 過去の類似業務の実績 1 5 部

ニ 企画提案募集条件に係る宣誓書 (様式第 3 号) 1 部

ホ 事業経費参考内訳書 (様式第 4 号) 1 部

(5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 下記 7 に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 0 条 (公序良俗違反)、第 9 3 条 (心裡留保)、第 9 4 条 (虚偽表示) 又は第 9 5 条 (錯誤) に該当する提案

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに「取下願」 (様式第 5 号) を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

9 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

「令和7年度みやぎジョブカフェ運営業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計200点）とする。

審査項目		配点 (点)
1	県内の雇用情勢の現状分析、課題解決の方向性及びKPIの設定 ① 県内の雇用情勢の現状と課題を的確に把握・分析し、課題解決の方向性が妥当か ② みやぎジョブカフェ及び東京サテライトの新規登録者及び就職者の目標人数とその達成プロセスは、実現性があり、適切であるか	10
2	みやぎジョブカフェにおいて行う求職者支援の実施体制及び事業計画 ① キャリアコンサルティングの実施体制は適切であるか ② キャリアコンサルティングの内容は効果的で実現性があるか ③ セミナーの実施体制や内容は適切であるか ④ 中高年世代向けの就職支援内容は適切であるか	40
3	企業採用コンシェルジュによる企業支援 ① コンシェルジュによる企業支援の提案内容は、企業の人材確保に有効であり、実現性があるか ② 企業採用コンシェルジュによる取組と各業務の連携による効果的な事業展開が見込めるか	20
4	東京サテライトにおいて行う業務の実施体制 ① 東京サテライトの体制について具体的かつ効率的な提案となっているか ② みやぎジョブカフェと東京サテライトとの一体的な事業展開について、効果的かつ実現性のある提案がなされているか ③ UIJ ターンや関連する県事業に関する学生への情報提供体制は効率的になっているか ④ 首都圏大学との連携構築に向けた取組について、具体的かつ効率的な提案となっているか	30

5	学生U I J ターン就職活動補助金審査業務の実施体制について ① 審査業務の実施体制について、学生からみてわかりやすく効率的な審査が行え、かつ実現性はあるか	5
6	移住支援金求人広告作成支援等業務に係る事業内容及び事業計画 ① 求人広告作成支援について、業務目的を踏まえた効果的な提案がなされているか ② みやぎU I J ターン広報業務について、提案内容は県内企業とU I J ターン希望者とのマッチングに繋がる内容か	10
7	みやぎジョブカフェW e b サイト運用・保守業務の実施体制 ① 提案内容の実施体制は適切であるか	5
8	学生の県内就職促進プログラムの実施内容について ① 県内企業に対するセミナーやコンサルティング等の支援内容が効果的な内容となっているか ② 合同企業説明会の実施内容は効果的な内容となっているか ③ 学生向けイベントの内容は、具体的かつ効果的な内容となっているか。 ④ インターンシップに関する企業と学生のマッチングの取組は、具体的かつ効果的な内容となっているか。	40
9	その他独自提案 ① 提案内容は支援対象者の就職促進及び県内企業の人材確保に効果的であり、実現性があるか	10
10	マネジメント体制及び効果的な周知について ① 事業の全体マネジメント体制及び人員配置、各業務の実施スケジュールは確実な体制となっているか ② 関係機関、関係事業間の連携体制について、効果的な提案となっているか ③ 各事業の利用者向け、企業向けの周知方法は有効であるか	30
合計		200

ロ 順位点は、以下のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日

令和7年2月13日（木）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、（3）審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。

採点評価・順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年2月14日（金）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和7年2月18日（火）※開始時間は別に通知する。

ロ 実施会場

宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室

ハ 実施方法

- (イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。
- (ロ) 応募者1者あたりの持ち時間は1時間20分（説明40分、質疑応答30分、評価10分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。
- (ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。
- (ニ) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

10 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記9（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

11 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

12 企画提案募集に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・令和7年1月23日（木）
（県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。）
- (2) 募集内容に関する説明会（オンライン開催）・・・・・・・・・・令和7年1月28日（火）
- (3) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・・・令和7年1月28日（火）説明会終了後から
令和7年2月4日（火）正午まで必着
- (4) 質問に対する回答・・・・・・・・・・令和7年2月5日（水）
- (5) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・・・令和7年2月10日（月）午後5時まで 必着
- (6) [3者を超える場合] 企画提案書の書面審査・・・・・・・・・・令和7年2月13日（木）
- (7) [3者を超える場合] 書面審査の結果発表・・・・・・・・・・令和7年2月14日（金）
- (8) 企画提案書のプレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・・・令和7年2月14日（金）

- (9) 企画提案書のプレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・令和7年2月18日(火)
- (10) 選定業者の発表(予定)・・・・・・・・・・令和7年3月中旬
- (11) 選定業者との契約に関する準備(予定)・・・・・・・・・・令和7年3月下旬
- (12) 契約締結予定日・・・・・・・・・・令和7年4月1日

1 3 企画提案募集に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年1月23日(木)から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページで公開する。

1 4 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者(県)と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の募集を延期又は取り止めることがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、非開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。
- (5) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 契約後、受注者が契約に違反し、又は不完全な履行をした場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わない、若しくは支払った委託金の一部又は全部を返還させる場合がある。